

こども未来創造調査特別委員会（中間）報告書

令和6年2月19日

岡山市議会議長 田 口 裕 士 様

こども未来創造調査特別委員会
委員長 林 敏 宏

本委員会に付託されました調査事件について、調査状況を下記のとおり中間報告
します。

記

- 1 調査事件
 - (1) 少子化対策に関する調査

- 2 調査状況
 - 別紙のとおり

こども未来創造調査特別委員会（中間）報告書

1 構成

委員長	林	敏	宏
副委員長	中	島	純
委員	桑	田	桂子
〃	宿	女	和子
〃	二	嶋	宣人
〃	岡	崎	隆
〃	大	月	晴一
〃	安	東	真理
〃	森	山	幸治
〃	國	友	彩葉
〃	高	橋	雄大

2 調査に至った経過

令和5年4月、こども家庭庁の創設と同時にこども基本法が施行された。

これは、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため作られたもので、こども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体でこどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていくものである。今後は国や都道府県、市区町村がこの基本法の内容にそって、こどもや若者に関する取組を行っていくこととなった。

このことに加えて、子育て支援や少子化対策等は喫緊の課題であることから、こども未来創造調査特別委員会が令和5年5月臨時市議会で設置された。

3 調査概要

○令和5年5月17日（第1回）

令和5年5月臨時市議会において本特別委員会が設置され、正・副委員長の互選を行った。

○令和5年6月5日（第2回）

- | |
|----------------------------|
| 1 こども未来創造調査特別委員会の調査項目について |
| 2 こども未来創造調査特別委員会の今後の運営について |

会議の内容

1 こども未来創造調査特別委員会の調査項目について

概要

調査項目について全委員から意見聴取し、最終的な項目の決定については、正・副委員長に一任することとなった。

○令和5年7月24日（第3回）

- | |
|------------------------------|
| 1 こども未来創造調査特別委員会の調査項目について |
| ①こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて |
| ②こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に |
| ③子育て世帯を応援する施策について |
| 2 その他 |

会議の内容

1 こども未来創造調査特別委員会の調査項目について

- ①こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて
- ②こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に
- ③子育て世帯を応援する施策について

概要

各調査項目について委員長から理由説明があり了承された。また，調査過程において「こども議会」の設置，「こどもの権利に関する条例」の制定，アンケート調査方法について議論し，子育て政策・施策・計画について当局へ提言することとなった。

○令和5年8月18日（第4回）

- | |
|---------------------------|
| 1 少子化対策に関する調査 |
| ア こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市について |

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア こどもの権利、こどもの尊厳を守る岡山市について

概要

子どもの権利に関する条例の策定について、委員長から全国の状況、県内の状況、市内の状況について説明があった。また、岡山市でこどもの権利条例を作成していくにあたり、どのようなものにしていけばよいかについて各委員から意見を聞いた。その上で委員長から、次の回には、他都市も参考にしながら基本となる形のもの示せるようにしたいとの説明があった。

○令和5年8月28日（第5回）

1 少子化対策に関する調査

ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

概要

こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて、当局から、計画策定時に行ったこれまでのアンケートの説明を受け、次回アンケートへの意見が出された。また委員長から、県内及び政令市の子ども議会の開催状況等について説明があり、今後さらに調査していく事となった。

○令和5年10月31日（第6回）

1 少子化対策に関する調査

ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

概要

子ども議会開催市の調査結果について委員長から説明があり、岡山市モデル案としては、しっかりと意見の言える年代である中学生を主な参加対象とし、形だけの参加とならないよう『大人が始め、子どもとともに決定する』参画段階を目指すことや参加への動機付けのためには施策への反映方法の検討が必要である等の意見があった。次の委員会ではこれらの意見を基に委員長が「子ども議会」「こどもの権利に関する条例」の岡山市モ

デルの骨子案を作成のうえ提示し、当局と意見交換をすることとなった。

■視察報告

○令和5年11月15日～11月17日（行政視察）

■視察日程

- | | | | |
|---|---------------|----------|-----|
| 1 | 令和5年11月15日（水） | 午後3時～ | 立川市 |
| 2 | 令和5年11月16日（木） | 午後1時30分～ | 松戸市 |
| 3 | 令和5年11月17日（金） | 午前9時30分～ | 荒川区 |

■調査項目

- 1 立川市
 - ・こども未来センター 現地視察
- 2 松戸市
 - ・こども誰でも通園制度について
- 3 荒川区
 - ・子どもの権利条例策定について

■立川市視察報告

こども未来センター 現地視察

1 視察概要

旧市役所跡地を改修し、子育て、教育、市民活動、文化芸術活動の支援や、イベント実施などによって地域のにぎわいを生み出すことを目的にした複合施設、立川市子ども未来センター。

市民参加での検討などを経て、2012年12月25日にオープンしたこの施設は、管理運営は民間事業者によって行われている。

地下1階、地上2階の館内には、行政が運営する子育て支援課・教育支援課や、子ども一時預かり室といった市民活動をサポートする協働事務室、子育てひろば、会議室、アトリエ、ギャラリー、スタジオ、そして立川まんがぱーくなど、様々な用途にあわせた空間がある。

まさに官民合体の総合的な施設であり、子どもを育てる人のための安心施設であると同時に、文化芸術活動や市民活動を支援し、地域の賑わいを創り出す役割を担っている。

今回はこの施設設置の背景や管理運営、利用状況や市民からの声などをお聞きするとともに、可能な限り施設を見せていただいた。

2 主な質疑応答

Q：このような機能の施設は市内に何か所かあるのか、ここに集約されているのか。

A：相談業務等一連のものがあるのはここだけ。ここで市内全域をカバーしている。

Q：アンケートの内容は？

A：子育て広場では一時預かりや遊び場以外に親同士のつながりを重視している。

子育てに疲れ気味な親が、ここに来ることによって職員としゃべれて嬉しいとか、一時預かり利用者はリフレッシュして帰るようだ。

Q：一時預かり保育は無料か。

A：有料である。

3 所感

- ・新庁舎が立川駅北口移転するにあたり、南口が衰退するのではないかという市民の危機感から、どんなことをするかを市民100人の委員会を設置して声を反映させた、市民に寄り添った政策が実現されているのが素晴らしい。岡山市でも名前募集だけでなく企画から市民の声を聞くと良い。
- ・まんがパークは行政では出てこない発想である。年間約10万人以上が利用しており、観光地としても十分な役割を果たしていると感じた。押し入れ部屋を配したレイアウトや飲食(アルコール含む)可能な点もいろんな方の居場所づくりになっている。様々な工夫は参考になった。
- ・子育て・教育への支援、スタジオやアトリエ等の他にもいろいろな機能を有している。これだけの支援、施設が揃っているから人が集まってくる、一つが欠けてもダメという説明にとっても納得した。旧市役所跡地の有効活用がとても上手くいっていると感じた。

■松戸市視察報告

こども誰でも通園制度について

1 視察概要

国が少子化対策として、来年度以降の本格実施を目指すとしている「こども誰でも通園制度」。このモデル事業として、全国31の自治体、50の事業主体で取り組んでいる。

このモデル事業は、定員に空きのある保育所等における未就園児の定期的な預かりについての具体的内容を検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証することを目的としている。

モデル事業実施市の中で松戸市は、このモデル事業のことを「すまいるすまいる事業」と呼びながら、あえて事業についてホームページなどで広く周知することなく、特にサポートが必要な家庭に対して、職員が面接を行った上で必要性を判断し受け入れている。

このモデル事業の実施状況や保育現場、保護者の声や、見えてくる課題や今後の対応の検討状況等を調査した。

2 主な質疑応答

Q：モデル事業では国から補助金はでているのか

A：当初10/10ということだったが9/10になった。利用料の徴収は自治体の裁量であったので料金設定した。

Q：料金の減免は？

A：利用料が無料だと申し込みが殺到するため料金設定をした。

しかし、要支援家庭が経済的にも課題を抱えているケースも多いので、生活保護世帯や市民税非課税世帯のほかに市長が必要と認めたものも減免している。

Q：保育士の待遇改善の取り組みとして給与以外に4万5千円の手当が支給されているがこの財源は？

A：10億円の経費が必要で、2億円程度が県補助金、残りは松戸市独自の財源ではあるが競輪事業を一般会計へ繰り入れをして充当している。

『財力＝保育力があがる』というのはおかしいので、国に支援をお願いしている。

Q：3か月という設定期間はモデル事業での設定か？

A：このスパンは市独自で設定した。

長期間の設定にするとより支援が必要となる家庭の受け入れができない状況が生まれやすく短期間とした。

3か月で区切ることにより育児疲れが解消でき、さらに必要であれば延長も可能。

また、よりハイリスクな家庭は入園を勧めていくなどできる。

Q：現場の保育士が感じている課題は？

A：保育士が、いかに虐待の川上対策として必要か十分に理解し事業を始めた。

困っている母子の表情が変わっていくのでやりがいを感じている。モデル事業であるため記録作成等は必要で大変ではあるが職員の配置などフォローしてもらっている。

Q：外国籍の方への対応とどういう体制で地域と連携しているのか。

A：宿題の補修や受験勉強は通常の教育では難しいのでNPOなどの協働で勉強会などを開催している。その中で生活のフォローがある。

Q：個別支援計画は今後就学にも活用するのか。

A：モデル事業として求められているもので、効果測定を狙ったもの。

こどもの育ちの評価であって学校との接続を意図したものではない。支援のアプローチ方法である。

Q：枠は不足していないのか。

A：モデル事業では不足していないが、次年度以降はこども誰でもということになれば当然増やす必要がある。幼稚園・小規模保育事業所・認定こども園等を活用すべきとは考えているが、国がどのように考えていくのか注視が必要。

Q：土日祝日の対応は？

A：土曜のみ。課題である。日曜の一時預かりから始めたい。

Q：公立の保育士が配置されているのか。

A：正規職員・任期付き職員が専属で配置されている。

Q：任期付き職員はすぐに集まるのか。

A：右肩下がりの状況である。会計年度任用職員で足りないところを埋めている状況である。今後は保育所の統廃合を考えている。

3 所感

- ・待機児童数（国基準）が8年連続0人であるにも関わらず、それに慢心せず、モデル事業に応募したとのことであり、意欲と行動力があったと感じた。
- ・利用者から、「こどもだけでなく、保護者も良い時間を過ごすことができた」などの意見が寄せられており、制度の本格実施に向けた期待は今後も高まることが予想されるが、同時に、定員の設定や保育士の確保は、全国的な課題となりそうである。
- ・ハイリスクな家庭を行政側で把握し、保育利用を促す『松戸モデル』。妊娠時や出産後から家庭とつながる仕組みづくりをしている点が児童虐待の防止策としても良いと思う。具体的に見守りが必要な子どもを預けることが出来た結果、親御さんの状況が改善されたとのことだったので、参考としたい。
- ・今回の視察項目とは別の制度であったが、保育士の待遇改善（松戸手当）にかなり力を入れていた。他にも修学資金貸付金や奨学金返済支援制度、家賃補助制度等があり、保育士確保策が充実している。実際に保育士数も増えているとのことで、やはり効果があると思う。本市も検討して欲しい。
- ・「こども誰でも通園制度（仮称）」は、2026年度から全国の自治体での実施が予定されており、本市でも子育て家庭の期待に沿える、より良い制度で実施できるよう、しっかりと「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果とも合わせて、議論していきたい。

■荒川区視察報告

子どもの権利条例策定について

1 視察概要

1990年に日本も締約国となった「子どもの権利条約」。この条約や日本国憲法を受け、各自治体が子どもの権利を、より具体的に分かりやすく定め、それを保障するための大人の役割・責務を定めた「子どもの権利条例」を制定している。

荒川区では議員提出議案により、令和4年度荒川区議会定例会2月会議に提出し、議決を経て制定され、令和5年4月1日から施行された。

条例制定までのプロセスやスケジュール、議論のポイントやどのように調整したか、又、条例施工後の取組等について調査した。

2 主な質疑応答

Q：学校との協議は？

A：実際に学校にお願いするにあたり、事前に協議を重ねた。

学習会やアンケートに際し、通知・協力依頼をして欲しいとの意見もあった

Q：条例制定までに一番苦労したことは何か。

A：議員提出の条例で議員がプロデュースすることが重要なので時間を掛けて意見調整をした。

Q：大人への啓発はどのようにしているのか。

A：啓発講演会を開催した。

Q：子ども議会開催にあたっての苦労は？

A：子育て支援担当部局が中心となり教育委員会，議会事務局，総務企画など様々なところが絡んで，何度も集まって議論をした。時間も掛かり苦労をした。

Q：開催までのプロセスは？

A：こどもに区の取り組みを知ってもらうためオンラインで職員が説明をし，政策説明会を実施した。その後子どもたちに学校に来てもらい質問作成研修会を開催した。

Q：子ども議会でのオンラインでの説明の対象は中学3年生のみか？

A：中学校は10校あり，学校には2名の選出をお願いした。学年は指定していない。

Q：こども全員が見る機会があり参加の意思が示せる方が良いのでは？

A：次回以降の課題としたい。

Q：子ども議会について学校の先生の評価は？

A：こどもの付き添いは求めないなど極力先生に負担を掛けないようにはしたので先生からの苦情は聞いていない。

Q：子ども議会の内容を学校に持ち帰り共有したことはあるのか。

A：こちらから求めてはいないが，子ども議会での取り組みについては，各学校でこんなことがあったという周知はしたと思うが，各学校で違っていると思う。

3 所感

- ・議員提案による条例制定は全国的にも多く事例があるが，その中身(特に経緯や議論の内容，取り組み)が市や議会のHP等で公表されていることが少ないため，直接説明を受けることができた意義は大きかった。
- ・条例は，東京23区初の子どもや市民，専門家の方の意見を聞いて，区議会全体として取り組み，区議会の提案条例として制定された意義が大きいと思う。委員会と勉強会をすみわけし，しっかり協議が出来るようにされていたのが印象に残った。
- ・子ども議会については，今後も継続させるために現場の教員に極力負担がかからないようにしているとのことであった。本市で実施するとしても，そのような配慮は必要であると感じた。現場の先生の負担が極端に増えるようなものであれば，間違いなく継続は難しいと思料する。
- ・生徒向けの動画(アンケート時)はイラストやアニメーション，ストーリー仕立てにするなど，工夫の余地ありだと感じたが，児童へのアプローチ方法としては参考となった。学校での環境整備が進んだことで，本市でも実施可能と考える。
- ・この条例が出来た事により，子ども達の為になっているのかの検証，又，今後の市政への展開(家庭や教育，地域への周知，人権教育の推進等)が大切だと思う。
- ・条例検討当時の中心的メンバーであった菊池秀信副議長自らによる説明をいただけたことが最大の収穫であり，本市での条例制定に向けて，決意を新たにした視察となった。

○令和5年11月21日（第7回）

1 少子化対策に関する調査

ア 子ども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

イ こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア 子ども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

イ こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に

概要

まず，岡山市版「こども議会」の実施に向け，目的，対象，開催期間，内容，日程等について，続いて，岡山市こどもの権利条例策定に向け，必要性や岡山県内の策定状況，岡山市の状況，今後のスケジュール案等について委員長から説明があった。これを受け各委員から様々な意見が出され，当局からもこども議会について，こども基本法に基づいて策定するならば，18歳まで等広く意見を集めるのが当然ではないか，また，スケジュールについて，生徒が参加するのは本会議の本番のみで，オリエンテーションは夏季休業中を活用するのが現実的ではないか等の意見が出された。

■視察報告

○ 令和5年12月21日（木）（行政視察）

■視察日程

1 令和5年12月21日（木） 9:40～11:10 笠岡市

■調査項目

1 笠岡市子ども議会について

1 視察概要

市政70周年を迎える令和4年度に，記念行事の一つとして『子ども議会』を開催した。議員となるのは，令和4年6月21日～7月14日までの募集期間に申し込みのあった中学生24人。中学生の視点で笠岡市の現状・課題を把握・認識し，執行部に対して質問をする中で，郷土に対する誇りと愛着を醸成させることを狙ったもの。また，中学生が他の学校の生徒と課題を認識し，意見交換し協力してまとめ，発表を行う中で問題解決につながる行動を学ぶことを狙ったもの。

夏休み期間中の3日間（予備日1日）を利用して開催された。

8月3日 13:30～16:00

オリエンテーション

8月10日 13:30～16:00

質問書の作成，リハーサル

8月17日 13:30～16:00

質問書の作成，リハーサル（予備日）

8月20日 13:30~16:00

本会議

サポートには職員及び教員と高校生3人にも協力してもらっている。

2 主な質疑応答

Q：学校の先生も大変だったであろうが、どうだったのか。

A：校長会等で説明しながら進めたが、子どもが主体となる校外行事であったため、先生が関わりづらかった。

これは、教育委員会が応援という形であったためであり、主体であれば別の形になったかもしれない。

Q：3日間というタイトなスケジュールの中、子どもたちはどのように質問を作り上げたのか。

A：4つのグループに分け、各グループに先生や職員が付くようにして、議論を進めた。

押し付けや誘導ではなく、子ども自身が感じた、困りごとや改善案についてアイデアから繋げていって、職員がフォローした。

Q：職員の関わりは、どういったことをしたのか。

A：時間がタイトであったので、手書き文書のワープロ作業など文書作成のフォローを行った。

Q：予備日を設定されていたが、必要だったのか。

A：質問作成は期間内にほぼできていなかった。予備日や家庭で作業して提出してもらった。

Q：質問事項の15件は、大人の議員がするような質問事項であるが、子どもたちの意見から抽出したものか。

A：子ども主体で考えたものである。

Q：今後も継続の予定は。

A：次回開催予定は今のところない。

Q：今回の質問が政策に繋がったものはあるのか。

A：道路補修や校則の見直しの動きにつながったり、今まで中学生に声を掛けてこなかったイベントの参加呼びかけなどがある。また、市民意識調査の対象に中学生を加えるようにした。

Q：参加者24名の内訳で、自主的に参加した子、学校からの声掛け等の割合がわかるか。

A：1人は自分で見つけて参加したと聞いた。他の子ははっきりしないが、先生からの声掛けもあったと聞いている。

Q：高校生も参加しているがどういった経緯・理由か。

A：高校生にも声を掛けたら参加する人がいた。その中に市職員になった人もいた。職員のフォローをしてもらった。職員が説明するより話がしやすいという声も聞かれた。

Q：負担が大きかったことは？

A：中学生の生活や考えが分かりにくかった。もっと話をして進めたら良かった。大人

の段取りでは進まなかった。連絡手段も学校や親経由になったりとオンタイムでつながらなかった。また、質問に対する回答も通常議会と同様に作成したので大変だった。

6 所感

- ・募集の方法で広報紙・笠岡市HP・Facebook とあったが、中学生が見ない媒体ではなく、周知するのは中学校で配って頂くのが現実的かと思う。
- ・子ども議会の映像や子ども議会報告書を見て、議員顔負けの質問や提案の素晴らしさに感動した。
- ・現場の先生に負担がかからないように最大限の努力をしていた。現場の先生に負担がかかる形であれば、事業の成功は難しく、また、継続も難しいと思う。本市において子ども議会を実施する場合でも、現場の先生の負担軽減はかなり重要な課題になるのではと思う。
- ・開催後の参加した子どもへのアンケートで、『参加して良かった』という評価がある一方で、『次に子ども議会があっても友達に勧めない』と感じさせたのは残念だ。
- ・職員も、子どもや先生も、「大変だった」という感想から、笠岡市では次につながらない感じであったが、大変なことは十分理解したうえで、子ども議会をやる意義や、継続してやっていく効果を考えて、岡山市でも検討していきたい。

○令和6年1月15日（第8回）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 こども未来創造調査特別委員会（中間）報告書（案）について2 少子化対策に関する調査
ア こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に3 その他 |
|---|

会議の内容

- 2 少子化対策に関する調査
ア こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に

概要

「(仮称)岡山市こどもの権利に関する条例(案)」について委員長から説明があった。今後どのような条例にしていくのか委員に意見を聞いていくこととした。

○京山中学生との意見交換会（2月2日），岡山中央中学生との意見交換会（2月7日）

○令和6年2月9日（第9回）

1 少子化対策に関する調査

ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

イ こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に

2 その他

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

イ こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に

概要

中学生（京山中・岡山中央中）との意見交換会について各委員より感想が述べられた。委員からは中学生が自主的にこどもの権利やこども議会について事前に調べたり話し合ったりしており，中学生であればしっかりとした議論ができるとの声が多かった。

「子ども議会」の最初のステップとして来年度中の試行をめざし，今後関係部局，参加対象，開催日，内容等について協議調整する。また今年度末に予定している市長，教育長，市議会議長への提案書については，当委員会のこれまでの調査・検討を踏まえた本格実施への（案）として提出することが委員長から説明があり，各会派に持ち帰り意見を聞くこととなった。

中間報告（まとめ）

岡山市議会では、「人口減少対策調査特別委員会(令和元年5月～令和3年5月)」「移住定住・子育て調査特別委員会(令和3年5月～令和5年3月)」など、これまでも関連する特別委員会が設置されており、様々な調査が行われてきた。また議会質問では、「子育て」や「教育」について長年多くの議員が取り上げ、なかでも「こども議会」と「こどもの権利条例」については、幾度となく議論が交わされてきた。本委員会としては、特にこの2つ議論に対して節目を付けるべく、精力的に調査・検討を行い協議を重ねるなかで、子育て世帯に対する施策がより充実し、岡山市のこどもの未来の創造につながるよう提案などに取り組んでいく。

【3つの調査項目について】

「こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて」

昨年4月に施行された「こども基本法」第11条では、国や地方公共団体は、こどもに関係する政策の決定や、現在行っている政策を評価する際に、こどもの意見も取り入れるよう、必要な手続きをしていくことが義務づけられ、第2条、(基本理念)の第4項では、すべてのこどもの年齢や成長に応じて、意見が大切にされ、こどもの「最善の利益」が優先されることが明記されている。ここで言われている「地方公共団体」には、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や行政機関のほか、法律の定めるところにより置かれる教育委員会のような委員会や法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解されていることから、今後、岡山市としても、その対象者も含め、意見表明する場や意見聴取する手法などを確立しておく必要があると考え、調査項目とした。

「こどもの権利、こどもの尊厳を守る岡山市に」

「こども家庭庁」の発足とともに、こどもの権利を守る国や自治体の責務を定めた「こども基本法」では「こどもの参画する権利」、「意見表明する権利」、「意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先される」ことなどのこどもの権利が規定されており、本委員会としても、岡山市社会全体の「こども」と「子育て」への意識の変革、当事者であるこども自身の自己肯定感の向上につながるような取り組みが総合的、継続的に推進されるために「子どもの権利に関する条例」の策定に向けた、国や全国自治体の動向、関連する活動を調査・研究の必要があると考えた。

「子育て世帯を応援する施策について」

結婚・出産・待機児童対策など子育てに関する支援や環境整備、不登校・特別支援・放課後児童クラブなどの教育について、これまでも議会質問で、幾度となく取り上げられてきており、国においても「こども未来戦略方針」が出され、今後の国や各地方自治体による事業の展開が、どの様に行われていくのか、注視しておく必要があることから、本委員会としても「こども」や「子育て」、「若者」に関する取り組みに対して、精力的に調査を行っていくこと

とした。

【現在までの調査・活動内容について】

今年度は計9回、委員会を開催し、様々な調査や議論を行った。調査項目の「こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて」では、今年度、岡山っ子育成局が実施する4つのアンケート調査について、目的・対象・方法・調査項目等の調査を行った。こどもの意見聴取の取組としては、アンケート調査に加えて、さらに、他の方法による対応を検討する必要があることから、他の自治体でこどもの意見を聞く機会として多く実施されてきている「こども議会」について調査を行った。先行して開催している政令市や県内自治体に対して、実施主体・対象・開催場所・スケジュール・予算等について調査を行い、昨年12月には直接笠岡市へ赴き県内視察を実施した。

「こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に」では、「こどもの権利に関する条例」について全国や県内・岡山市の状況，既に制定している政令市や県内自治体の条例の構成，他自治体の議員提案による条例の傾向などを調査した。現在，政令市では，2000年の川崎市を始め，名古屋市，札幌市，相模原市，新潟市の5市が策定している。全国では議員提案による条例制定の例もあることから，11月には東京都荒川区に赴き，議会としてどのような取り組みで議員提案を行ったのかなど調査を重ねた。

「子育て世帯を応援する施策について」としては，来年度，国として試験導入が始める「こども誰でも通園制度」について，先行してモデル事業を行っている松戸市を視察し，経緯や実施状況・こどもや保護者の反応・課題や今後の対応について調査を行った。

また，本委員会としても「こども基本法」に則り，当事者であるこどもに対して直接意見を聞く機会として，教育委員会の協力のもと，京山中学校・岡山中央中学校の生徒と懇談会を実施し，3つの調査項目について意見聴取を行った。

この間，国会で地方自治法の改正により，地方議会の役割等が明確化されたことを受け，全国都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全国町村議会議長会の三議長会連名で，「地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育の推進に関する決議」が提出された。岡山市議会は田口議長のもと，地方議会が主体となって行う主権者教育推進の一環として，岡山市議会に対する理解と関心を深め，多様な人材の参画を促すために，将来の地方自治を担う児童を対象に，「こども向け市議会ガイド」を作成し，小学校へデジタル媒体で提供することとなった。

【今後について】

「こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて」

岡山市版「こども議会」の開催に向け，これまで調査してきたことをまとめ，今年度末を目途に市長，教育長，市議会議長に対して提案書の提出を予定。「こども向け市議会ガイド」について，本委員会としても，こども議会開催時の資料としての活用を薦めていく。

「こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に」

「(仮称)岡山市こどもの権利条例」の来年度中の制定をめざして，直近で成立された他都市

の条例や議員提案によるものも、その策定までのアプローチも参考にして、条例の構成や条文を検討し、そのなかで当事者である「こども」をはじめ、市役所内関連部局・関係機関・関係団体等に対して、精力的に意見交換を行う。

「子育て世帯を応援する施策について」

国で策定された「こども大綱」や「こども未来戦略方針」をもとに全国の先進事例を調査し、岡山市に必要と考える施策を提案していく。